

強制収容所の問題とか、表現の自由とか言論の自由とか、いろいろなさまざまな基本的人権の問題があると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 北朝鮮の人権問題の悲惨さにつきましては、これはさまざまなことが言われております。

昨年の十二月の国連総会でアブダクションとい

う言葉が正式に使われた経緯も御存じのとおりですが、この北朝鮮の人権状況の決議というものは、拷問とかその他の残酷な刑罰、また、適正手続と法の支配が欠如しておるとか、多数の強制収容所が存在しておるとか、思想とか良心とか表現の自由とか信教の自由がない等々、ずっといろいろ出てくるんですが、移動の規制を含みまして、組織的、広範かつ重大な人権侵害というものが、これは子供の栄養失調の蔓延等々含めまして、極めて不安定な人権状況、人権侵害があるということはもう極めて明らかなんじやないかと思つておりまして、こういつた不安定な人道状況が北朝鮮には存在をしておるということを指摘しております。日本は、この決議案の共同提案国の一つでありまして、ここに示されております認識、今申し上げた認識を共有いたしております。

いざれにしても、日本としては、この拉致問題を初めとする北朝鮮の人権問題というものは深刻な懸念を有しております。今後とも、この問題に関しましては、これは国際社会からの圧力といふものが広まりつつあるという御認識を今示されましたけれども、そういうものを踏まえまして、人権状況の改善というものを一層促していくべきならぬところだと思っております。

○水野委員 全くおっしゃるとおりだと思うんですね。その中で、解せないのは、今大臣もおっしゃられた国連総会での決議、そのときの投票行動で、韓国はこの決議に対しても棄権をしているわけですね。では、同じ韓国が、北朝鮮以外の国に対しても

人権状況に対するいろいろな非難決議とかいうのがやはり国連なんかでも行われている、そのとおりの韓国の投票行動についてお伺いしたいと思います。例えばペラルーシとともにキューバなどに対しても、人権委員会で決議が昨年行われていると思いますけれども、そのとき韓国の投票行動はどうだったでしょうか。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の国連人権委員会におきますペラルーシの決議及びキューバの人権状況決議につきましては、韓国は賛成票を投しております。

○水野委員 その辺、非常に私は、普通の感覚で

いけば解せない部分があると思うんですね。

例えればペラルーシの状況というのは、多分それ

は人権状況に問題はあるんでしょう。あるんで

しょうけれども、それは例えれば野党に対して非

常に強圧的な態度で政権が臨んでいるとか、そう

いうような話がペラルーシの中での話なわけですよね。ところが、北朝鮮の場合は、そもそも生き

て野党を結成することができるのかというような

状況なわけでしょうから、普通に考えれば、ペラ

ルーシの状況と北朝鮮の状況というのは、恐らく

段違いの差というものが人権の状況にもあるん

じゃないかと思うんですね。

ところが、ペラルーシとかに対しての非難決議

には賛成を投じていながら、世界の中でも最も人

権状況が劣悪と言つても過言ではないであろう北

朝鮮に対しては棄権をする。つまり、これは今の

盧武鉉政権が、北朝鮮のことに対しては批判をし

たたくない、刺激をしたくない、問題点があつても

そのことには目をつむろうという盧武鉉政権の象

徴的な態度をあらわしているものじゃないかとい

うふうに思います。

そういう意味では、よく拉致問題の解決とかこ

もあらんすけれども、もちろん韓国の人ある人

たちと連携をしていくことは極めて大切だ

と思いますけれども、今の盧武鉉政権のこの問題

に対するスタンスというもの、非常に北朝鮮の言

に対するスタンスというのが重要だという指摘は

いなりというようなことも部分的にあるんじゃないかというふうに思いますし、少なくとも、日韓連携というときに、盧武鉉政権のスタンスに引きずられるようなことがあってはならないんではないます。例えばペラルーシとともにキューバなどに対しても、人権委員会で決議が昨年行われていると思いますけれども、そのとき韓国の投票行動はどうだったでしょうか。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の国連人権委員会におきますペラルーシの決議及びキューバの人権状況決議につきましては、韓国は賛成票を投しております。

○水野委員 その辺、非常に私は、普通の感覚で

いけば解せない部分があると思うんですね。

例えればペラルーシの状況というのは、多分それ

は人権状況に問題はあるんでしょう。あるんで

しょうけれども、それは例えれば野党に対して非

常に強圧的な態度で政権が臨んでいるとか、そう

いうような話がペラルーシの中での話なわけですよね。ところが、北朝鮮の場合は、そもそも生き

て野党を結成することができるのかというような

状況なわけでしょうから、普通に考えれば、ペラ

ルーシの状況と北朝鮮の状況というのは、恐らく

段違いの差というものが人権の状況にもあるん

じゃないかと思うんですね。

ところが、ペラルーシとかに対しての非難決議

には賛成を投じていながら、世界の中でも最も人

権状況が劣悪と言つても過言ではないであろう北

朝鮮に対しては棄権をする。つまり、これは今の

盧武鉉政権が、北朝鮮のことに対しては批判をし

たたくない、刺激をしたくない、問題点があつても

そのことには目をつむろうという盧武鉉政権の象

徴的な態度をあらわしているものじゃないかとい

うふうに思います。

そういう意味では、よく拉致問題の解決とかこ

もあらんすけれども、もちろん韓国の人ある人

たちと連携をしていくことは極めて大切だ

と思いますけれども、今の盧武鉉政権のこの問題

に対するスタンスというもの、非常に北朝鮮の言

に対するスタンスというのが重要だという指摘は

よくあるわけです。六者協議などにおいて中国の姿勢に感謝すべきだという声もあつたりするんですけれども、私は、感謝すべきだというふうに思います。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

この法案が成立しますと、政府にとってはさらなる外交カードの一助になると考えております。

○麻生国務大臣 与党から提出をされましたが北朝鮮人権法につきましては、いわゆる対話と圧力

とも既に国会に提出をされておりまして、委員会付託はまだされておらないんですけど、この

それぞの北朝鮮人権法に対する大臣の御所見、御意見というものを伺いたいと思います。

さて、人権と北朝鮮の問題ということです

と、今、時あたかも、与党そして民主党それぞれ、俗に北朝鮮人権法というふうに通称される法案というものを国会に提出しております。両法案とも既に国会に提出をされておりまして、委員会付託はまだされておらないんですけど、この

それぞの北朝鮮人権法に対する大臣の御所見、御意見というものを伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 例えればペラルーシの状況とい

うふうに思います。

私は、こうしたことに対して抗議なり自制を求める、自肅を求めるというようなことはあつてし

かるべきではないかと思いますが、先日、日中外相会談が行われましたけれども、こうした中国の

姿勢に対して抗議なり自肅などを申し入れたよう

な動きだというふうにも思います。

私は、こうしたことに対して抗議なり自制を求

める、自肅を求めるというようなことはあつてし

かるべきではないかと思いますが、先日、日中外

相会談が行われましたけれども、こうした中国の

姿勢に対して抗議なり自肅などを申し入れたよう

なことはござりますでしようか。

○麻生国務大臣 御指摘の件につきましては、去

る二十三日でしたか、カタールにおいて行われま

した日中外相会談で特にこの問題について取り上

げたわけではありません。ただ、会談において、

北朝鮮の状況につきましては、六者協議がまずス

タートせぬとどうにも対話が成り立ちませんの

で、このまま早期解決に向けた協力ということ

で一致をいたしております。

また、日本側から、拉致問題というものが目先

にありますので、中国側の協力を求めたことに對

て、現時点として、この議論というものの見守りたいというのが政府としての立場であります。

○水野委員 国会の会期も迫っている中でございま

すけれども、私も提出者の一人でございま

すが、成立に向けて全力を尽くしていきたいな、そ

のようになって思つていています。

さて、この北朝鮮の問題を解決していく中で、

中国の果たす役割というのが重要な点だと思います

べきことは言つていただきたいというふうに思ひます。

さて、人権という観点から質問を続けたいと思ひますけれども、中国も人権の状況というのいろいろ、劣悪な状況というようなことがさまざま報じられたり国際社会で問題になつたりするところがあるわけであります。一方で、人権の問題といふのは非常に取り扱いが難しいところもございまして、ある意味では、途上國の方からすれば、特に劣悪な人権状況の途上國からすれば、先進国の価値観を一方的に押しつけるなどという議論も当然あるわけでしょうし、各國には各國のそれぞれのやり方があるんだというような、そういう議論というのも一理あるというふうに思います。その意味において、なかなか、人権の問題を押しつけていくということは難しいかもしませんけれども、しかし、これは普遍的な概念でもある以上、他国の状況に無関心であつてはならないというふうにも思います。

そういう点から、日中ではかつて日中人権対話というのを行つてゐたと思いますけれども、これによつて中国の人権状況などの改善、こういうようなものを見日中で話し合つて、そういうような場だつたというふうに理解しておりますけれども、これはこれまで何回、いつ行われたんでしょうか。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

日中人権対話はこれまで三回実施されておりまます。第一回目は一九九七年十月二十一日から二十三日まで、第二回は一九九八年の七月九日から十日まで、第三回は二〇〇〇年一月十三日に行われております。

○水野委員 最近ずっと行われなくなつたというのは、何か成果があつたとか中国の目立つた人権状況の改善というのがあつたからと理解してよろしいですか。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

その後、委員御指摘のとおり、人権対話は實際上は実施されていない状況にございますけれ

ども、その理由は、両国の日程その他の都合が合致しないということでございました。

さて、人権という意味では、何か人権状況が目立つて改善をしたからということではないようすけれども、その点は問題があればやはり指摘することは指摘を今後も続けていただきたいといふふうに思いますし、もちろんこれは価値観を押しつけることは望ましいことじゃないかもしませんけれども、内政問題だから何をやっても許されるというわけでもないわけですから、この点に対してもしっかりと、毅然としたことを主張していただきたいというふうに思います。

参考人に続けてお伺いしますけれども、人権の問題としてよくチベットの人権弾圧などということも指摘されますけれども、こうしたことも人権対話の中では取り上げられたんでしょうか。

○神余政府参考人 委員御指摘のとおり、内政問題ということで決して対話を閉ざしているわけではありません。チベットの問題につきましてはございません。

○水野委員 このチベットにおける人権状況といふようなことについては、国際的にもかなり、欧米などでもこの問題などが指摘されることがあるわけなんですが、この人権状況ということに対する見解は日本政府としてはどのように考へておられるんでしょうか。

○塩崎副大臣 先ほど来水野議員の方から、人権問題について押しつけであつてはならないといふお話をあります。しかし我々、他国の人権状況については絶えず関心を持つていなければいけないと考えております。そういう意味では、このチベットの問題についても、内政問題といえども、人権が保障されることは極めて重要でありまして、チベットの人権状況については引き続いて日本政府としても注視をしてまいりたい、このようを行つております。

○水野委員 この点は非常に深刻な人権侵害などに考えております。

があるというふうにも言われておりますので、注視をしていただきたいというふうに思います。

さて、世界の中でも最も人権状況、人道的に大きい問題があるというふうに言われているのがスークダムのダルブル地方の問題というふうにすることは指摘を今後も続けていただきたいといふふうに思いますし、もちろんこれは価値観を押しつけることは望ましいことじゃないかもしませんけれども、内政問題だから何をやっても、この悲惨な状況の改善とか解決に向けて日本政府として取り組んできたようなこと、そうしたことどいうのは何がありますでしょうか。

○杉山政府参考人 ただいまの御指摘のとおり、確かにこのダルブルの問題、我が国政府といたしましても、深刻な治安、人道危機が続いている状況などいう大変強い懸念を持っております。この五月の初め、たしか五日だったと思ひますけれども、それを踏まえた新たな安保理決議が採択されました。スークダム政府と反政府勢力の一部との間で和平の合意が行われる、その後、ついせんたつていう動きの中で、我が国政府としてもそのような状況の改善を強く願つてゐるところでござります。

今御質問の点で、これまでの我が国政府の努力としては大きく分けて二つ。一つは、外交努力、強い働きかけということだと思います。それからもう一つは、さまざまな支援ということでござります。

外交努力という点では、金田副大臣から来日したスークダムの担当の閣僚に働きかけるとか、あるいは塩崎副大臣が現地に赴かれて働きかけをされ

る、さらには、先般、塩崎副大臣がニューヨークの安保理の閣僚会議に出席されて、その場でも強く働きかけをされるといったような努力をいたしております。それ以外に、我が国はこれまで総額で約三千三百万ドルのさまざまな支援をする、それから、先般、小泉総理がアフリカを訪問されたときも新たな支援を表明するといったようなことを行つております。

○水野委員 今後も引き続き、こうした努力を継続してまいります。

けていただきたいというふうに思います。

さて、北朝鮮の話ですけれども、国交正常化的話についてお伺いをしたいと思います。平壤宣言では、国交正常化交渉において、日本が北朝鮮に行う経済協力、この規模と内容を協議することによって、北朝鮮側からどのくらいの規模でありますけれども、北朝鮮側からもそのように北朝鮮宣言後も、国交正常化交渉が先日再開をされました。この中で、北朝鮮側からどのくらいの規模で経済協力を希望するというような、こうした規模や内容について提示してきたことはござります

○梅田政府参考人 答弁申し上げます。

今先生御指摘のとおり、経済協力の規模等につきましては国交正常化交渉の中で具体的に議論することになりますけれども、今までのところ、平壤宣言以降ということでござりますけれども、先方から具体的な額、内容等について提示してきましたことは一切ございません。

○水野委員 今、平壤宣言以降の交渉においては、そうした額の提示などはなかつたということですけれども、日朝の国交正常化交渉については九〇年代の頭からやつてゐるわけですね。長い空白期間などはありましたけれども、行われてきました。

○梅田政府参考人 お答えさせていただきます。日朝の交渉につきましては、九一年以降、断続的に行われておりますけれども、今後とも国交正常化交渉、引き続き行われますので、今先生から具体的に御質問のあつた点につきましては答弁を差し控えさせていただければと思います。

○水野委員 交渉中のことだからなかなかすべてを明らかにすることはできないというのをわかりますけれども、規模について提示してきたことは

あつたんでしょうか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

その点も含めまして、具体的なやりとりにつきましては差し控えさせていただきたいと思いま

す。

○水野委員 私は、この点というものは明らかにし

てもいいことだというふうに思うわけです。

というのは、国交が正常化されたときには大規模な

経済協力をするであろうということは平壤宣言に

も書いてあるですから、だれもがそういう日

が来るかもしれないということは思つてゐるわけ

ですね。そのときに幾らだということが全く見当

もつかないという中では、国交正常化の問題とい

うこと自体が議論できないわけですね。

もちろん、北朝鮮側が一方的に言つてゐる額な

わけですから、その額が適當なのかどうかという

ことも我々判断もできないということはおかしい

ですし、これは今後、きょうはこのあたりにして

おきますけれども、明らかにしていただきたいと

いうことを要望したいというふうに思います。

最後の質問にいたしますけれども、地球温暖化

中の二酸化炭素の濃度を安定化するということを

究極の目標として掲げておりますけれども、で

は、何ppmぐらいで安定化させるのかというこ

とが重要になるわけですが、この辺について日本

として具体的な提案をしたことはござりますで

球温暖化問題の中で、気候変動枠組条約でも大気

中の二酸化炭素の濃度を安定化するということを

究極の目標として掲げておりますけれども、で

は、何ppmぐらいで安定化させるのかとい

うことです。

そこで、しかも、この鬱陵島と竹島とい

うのは九十二キロあるわけです。于山国とい

うのと、島がどこにあって、それから歴史的に独島と

いうのは韓国の島だったんだ、こういうことを

いいます。竹島というのは、隠岐諸島から百五十

キロ、竹島と一番近い韓国領である鬱陵島とい

うになつていて、しかも、この韓国人はみんな知つ

つて、やはり徳川幕府が渡海禁止令を当時の鳥取藩

とか対馬藩とか、そういうところに出しているわ

けです。それから、江戸のころもそうですが、明治

になりまして、明治十六年にやはり明治政府が

竹島に対する渡海禁止令を出している。これ、あ

るわけです。

最終的に、明治三十三年に、大韓帝国からの要

求められて、したがって、具体的な数値目標として現在提

案していることはございません。

事実関係としては以上でございます。

○水野委員 時間ですので終わりますけれども、

本当に全力を尽くしていただきたいということを要望して終わります。

○原田委員長 次に、新藤義孝君。

○新藤委員 おはようございます。新藤義孝でございます。

本日は、私、竹島問題について、いろいろ歴史

的事実、またこのたびの海洋調査、これに関する

ことで御質問させていただきたいというふうに思

います。

まず、麻生大臣、塩崎副大臣、連日御苦労さま

でございます。

私は外務委員の皆さんにこの歌を聞いていただき

ます。これは、歌詞がお配りした資料の一枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の二枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の三枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の四枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の五枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の六枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の七枚目に

あります。この歌詞がお配りした資料の

が画定されたわけです。

このときに、これは質問していると時間かかることがありますから申し上げませんけれども、サンフランシスコ講和条約を調印したときに、そのときは、日本が韓国に返す領土として鬱陵島、巨文島、それから済州島、これは日本が領土膨張する前は持つていなかったところだから、韓国のもんだと。

そして、竹島については、これはわざわざ御丁寧に韓国の駐米大使が、竹島も韓国の領有とすべきだ、そういう文書を書いたらば、米国務省の極東担当次官補が、竹島は朝鮮の一部として取り扱われたことはなく、一九〇五年ごろから日本の島根県隠岐支庁の管理下にある、この島はかつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとはみなせないと。これは、日本ではなくて連合国司令部、アメリカの国務省次官補が明快に韓国に対し文書で返しているわけじゃないですか。それを不服として、条約上に竹島を入れられないならばといって、条約を調印してから発効するまで、今度は翌年の四月二十八日に発効するまでの間に、一月二十何日ですか、李承晩がラインを引いてしまった。以来、不法占拠しているということじやないですか。

少なくとも、近世から江戸に、明治までにおいては、これは領有は、日本が実際に使っていた。それから日韓併合を経て、そして李承晩ラインが引かれるまでも日本の領土として国際的にも認められていた。そして、その後は不幸な状態になつてている。不法占拠だ。ここをきっちりとやはりるべきだと私は思ふんですよ。

こういうことを、例えば北方領土なんか漫画で、私、北方領土の島民に配つてきましたことがございます。私も拝見しましたから。これを日本できちんと、外務省、そういう資料をつくつて、特に大臣は造詣が深いわけですから、そういうわかりやすいものを出して、客観的事実として、こっちのものだとかなんとかという以前に、事実としてこうですよということを明らかに

すべきじゃないですか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

先ほど先生から御指摘のありましたホームページの充実も含めまして、資料の整備については努力をめでいただきたいと思います。

○新藤委員 それでは次に、過日の、四月に少し

摩擦がというか騒ぎが起きました。竹島周辺の海路、海洋調査について、このことについてちょっと聞きたいと思います。

まず、日本側が四月の十四日に水路通報十五号とということで、竹島周辺の海域の海洋調査を、水路測量を行います、こういうことで水路通報を出したわけですね。これについて、どういう内容のことをやろうとしたのか。それに対する韓国側の反応はどうだったんですか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

日本側の調査につきましては、日本側が主張しておりますE E Z内の海底地形についての調査を行なうということでござります。それに対しまして、韓国側からの反応でござりますけれども、まず、四月十四日に、柳明桓外交部第一次官が大島大使を呼び、この調査に関連しまして、厳重な抗議と即時撤回を求める旨の申し入れがありました。

さるに、この調査につきまして、安倍官房長官

ういう広報を心がけていただきたいとお願ひして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、谷口和史君。

○谷口(和)委員 おはようございます。公明党的な

きょうは、ジャワ島の地震を中心にお伺いをしてまいりたいと思います。

まず冒頭、ジャワ島地震で被災された方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

新聞報道等によりますと、三十日の時点、さのうの時点で、インドネシア政府の災害対策本部の発表では、死者が既にもう五千七百三十二人に達したということで、被害が拡大している。それ

で、早朝の大地震ということで、また多くの住民の方々が、建物の倒壊によって圧死というか建物の下敷きになつて亡くなつていている。それからまた、救援の初動がちょっとおくれぎみということ

で、被害が刻一刻と拡大をしている。死者数も六千人近くになつてきているということで、阪神・淡路大震災の状況をほうふつさせるような、こういう被害の状況になつてているというふうに思いました。

日本としては、五月二十八日に、緊急支援とし

て一千ドル、日本円にして一億一千万円を無償供与する方針を決めました。それから、国際緊急援助隊として二十五人の医療関係者を二十九日に派遣され、テントとか淨水器とか毛布、こういった二千万円相当の援助物資を提供されておりました。

現地からのいろいろな報道を見ますと、生き埋めになつた人を救出する人手、機材が足りない、それからまた、多数の人が手当てる医療スタッフと医薬品が不足をしている。それからもう一つは、津波のときにも懸念をされましたけれども、この問題を私は

いつたようなコメントを出しました。

○新藤委員 時間が終了しておりますので、また

これは次回、申しわけありませんが、海保の人、来ていただきたいんですけど、この問題を私は

取り上げたいというふうに思つています。

きょう言つていただいたように、まず資料をき

ちんとつくつて、日本の国民と韓国の国民に、政

府同士じやなくて普通の我々がわかるように、そ

救出をする、それからまた医療的な援助を行なう、こういうことが突緊の課題だというふうに思

うわけでありますけれども、こうした現地の状況に対して、政府は今後、人的にどのような協力を

していく方針なのか、まずお伺いをしたいと思

ます。

○麻生国務大臣 この二十七日に発生いたしまし

たいわゆるジャワ島中部の地震を受けて、これは幾つかのことをしておるんですが、同日中に医療

関係者を含みます緊急援助チームの派遣を決定いたしております。翌二十八日に、さらに、医者、看護師、薬剤師等々の人たちから構成されます緊

急援助隊医療チームの派遣を決定。この日本の緊急援助隊は二十九日に現地で医療活動を開始し、現在二十五名の隊員が活動に従事をいたしております。

また、二十九日の夕方、インドネシア政府より、諸外国からの軍隊も含む、これは向こう側から言つてこないとなかなかさようなわけにいきませんので、軍隊を含む医療支援に関する要請といふのを受けておりますので、直ちに防衛庁と協議

して、国際緊急援助隊としての自衛隊の医療支援のための部隊を派遣することとしております。そ

のための先遣チームはきょうじゅうに現地に入る

のだと思ひますが、活動を開始する予定であります。

この自衛隊から成ります緊急援助隊の本隊は、先遣チームの調査結果を受けて早急に派遣すべく

目下準備中というところでありますので、引き続

き、これはまだインドネシア政府の発表であります。

して、瓦れきを外しますとまたさらに死者がふえ

ることも考えられますので、さらなる人的要請と

いうものがあり得るとは思つておりますので、ど

ういうところが我々としてできるところがあるの

か、可能性につきましてはさらに検討いたしたい

と思っておりますが、今は、少なくとも今現在ま

で対応しているところの中間報告であります。

〔委員長退席、小野寺委員長代理着席〕

○谷口(和)委員 ぜひ万全を尽くしていただき

ばこういった考え方を海外での災害の際にも援用できないかというふうに思つております。例え
ば、海外で大きな災害が発生をした場合に、直ち
に自衛隊の医療部隊が輸送機で現地の近くまで
行つて待機をし、被災国の要請があり次第、現地
入りして救援活動に当たる。要請がなければ、こ
れは行けないので引き揚げざるを得ないわけです
けれども、こういった見切り発車的な体制をとる
ことも一つの重要な点ではないかというふうに考
えるわけですが、見解をちょっとお伺いをしてお
きたいと思います。

○山崎政府参考人 先生御指摘の点につきまし
て、一つのアイデアではないかというふうに私も
思います。

ただ、自衛隊というのは実力組織でございます
ので、やはりある程度、前方展開するにせよ、慎
重な手続というのがどうしても必要になつてく
る。

その場合、もう一つは、国際緊急援助隊の場合
につきましては、人為災害もございますが、大体
主として天災に対して救援を行うということで、
ある程度、現地の事情、それからどういうニーズ
が必要かといった点も見きわめなければ、緊急援
助隊がせつかく派遣をされてもなかなか効率的な
活動ができないということもあります。邦人救助
の場合は、邦人を救出するという一つの非常に單
純な目的がございまして、割合手続行為も簡単で
あろうかと思いますが、国際緊急援助隊自体につ
いてそういう類型化が簡単にできるかどうかとい
う点も含めて、ちょっと慎重な検討が必要ではな
いかというふうに考えております。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。ぜひさ
まざまな点から、とにかく、今回のインドネシ
ア、ジャワ島の地震に対して、日本としてできる
ことは可能な限り、対策をお願いしたいと思いま
す。

統しまして、米軍の再編についてお伺いをした
いと思います。

ばこういった考え方を海外での災害の際にも援用できないかというふうに思つております。例え
ば、海外で大きな災害が発生をした場合に、直ち
に自衛隊の医療部隊が輸送機で現地の近くまで
行つて待機をし、被災国の要請があり次第、現地
入りして救援活動に当たる。要請がなければ、こ
れは行けないので引き揚げざるを得ないわけです
けれども、こういった見切り発車的な体制をとる
ことも一つの重要な点ではないかというふうに考
えるわけですが、見解をちょっとお伺いをしてお
きたいと思います。

○山崎政府参考人 先生御指摘の点につきまし
て、一つのアイデアではないかというふうに私も
思います。

ただ、自衛隊というのは実力組織でございま
るので、やはりある程度、前方展開するにせよ、慎
重な手続というのがどうしても必要になつてく
る。

しまして、きのう閣議決定が行われたわけあります。その閣議決定の中身なんですかけれども、普天間飛行場の移設について閣議決定ではこういうふうにされております。普天間飛行場の移設については、日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場やこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進め、早急に建設計画を策定というふうにあります。

移設については、V字滑走路ということがこれまで言われてきておったわけですけれども、この閣議決定の中には入っておらないわけですが、このV字滑走路については今後政府はどういう方針で臨んでいかれるのか、ちょっとと確認をさせていただきたい。

○大古政府参考人 お答えいたします。

政府といたしましては、四月七日に名護市それから宜野座村との基本合意書、これはそれぞれの首長と防衛廳長官の間で締結したわけですけれども、それから五月十一日に沖縄県知事と防衛廳長官の間で基本確認書を締結しております。これを踏まえまして沖縄県、名護市等と協議を行いまして、それぞれの立場を踏まえまして、今般、在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みということで閣議決定を行つた経緯がございました。

この閣議決定では、今委員御指摘のとおり、本年五月一日の2プラス2において承認された案を基本とするということを明らかにしたところでございます。

今後とも、沖縄県、名護市及び宜野座村との確認や合意した内容の実現を図るため、引き続き沖縄県や地元と協議を続けるとともに、本閣議決定の内容を着実に実施してまいりたいというふうに考えております。

委員御指摘の、V字案はどうなつたという御指摘でございますが、御案内とのおり、その点は五

しまして、きのう閣議決定が行われたわけであります。その閣議決定の中身なんですかれども、普天間飛行場の移設について閣議決定ではこういうふうにされております。普天間飛行場の移設については、日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場やこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進め、早急に建設計画を策定というふうにあります。

移設については、V字滑走路ということがこれまで言われてきておったわけですけれども、この閣議決定の中には入っておらないわけですが、このV字滑走路については今後政府はどういう方針で臨んでいかれるのか、ちょっとと確認をさせていただきたい。

月一日に2プラス2において承認された案についておりまして、この承認された案については、V字案として別紙の図面でも添付されているところでございます。

○谷口(和委員) その普天間なんですけれども、今回、普天間飛行場の返還が行われるわけでありますけれども、返還が地域の発展につながるには、自治体の跡地利用への取り組みと、それから政府の支援が不可欠だというふうに思います。普天間につきましては、難しい問題がいろいろこれから出てくるかと思いますけれども、この返還に伴つて、さまざま、自治体また地主の方々が抱える問題について、政府としてはどういった支援を考えていらっしゃるのか、お伺いしておきたいと思います。

○渡部政府参考人 お答えいたします。

沖縄県におきます米軍施設・区域の整理、統合、縮小を着実に推進していく上におきましては、駐留軍用地跡地の利用の推進及び円滑化を図ることは大変重要な課題と認識しております。それで、米軍の施設・区域が返還された場合には、まず、原状回復等の適切な措置がとられることがあります。

また、沖縄県につきましては返還給付金制度といふものもございまして、これは、跡地の所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益立ておられないときにつきましては、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律というものがございまして、この規定に基づきまして、借料相当額の返還給付金が返還日の翌日から三年間を限度として支給されることとなつております。

また、これに続くものといたしまして、大規模跡地給付金または特定跡地給付金という制度がございまして、これは、当該土地が沖縄振興特別措置法の規定に基づきまして大規模跡地あるいは特等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益しないときにつきましては、同法の規定に基づつて

きまして、所有者等に対し、借料相当額の給付金が返還日の翌日から三年を経過した日以降、すなわち、返還給付金の後の措置として、政令で定め期間を限度として支給されることとなつております。

先生御指摘のとおり、今回の再編が実施されると、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地が返還されるということになりますので、この米軍施設・区域の返還に伴つ跡地対策等については大変重要な課題であると認識しております。

今般の閣議決定におきましても、返還跡地の利用の促進等について引き続き全力で取り組むということで規定されておりますので、私どもとしましては、関係省庁と連携しまして努力をしてまいりたいと考えております。

○谷口(和)委員 ちょっと時間がなくなつてしまひましたので、最後、一点だけ簡単にお伺いしたいと思います。

今回、グアムに海兵隊が移転をするわけですがれども、家族も含めると一万五千人ぐらいになるだろうということで、これに伴つて職を失う日本人の基地従業員の方もかなりの数に上るというふうに思います。そこで、まず、今、基地従業員の方が何人いて、職を失つてしまふのはどのぐらいになるのか、その辺の見通し、それから、そうした方々への雇用対策、これをどういうような方針で策定していかれるのか、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○長岡政府参考人 昨日の閣議決定にもございましたように、駐留軍等労働者の雇用の問題、大変大きな問題であつて、政府全体として取り組まなくてはいけないと思っております。

お尋ねの、今沖縄の米軍施設で勤務しております駐留軍等労働者の数でございますけれども、全體で約九千名おられます。それで、このうち五月一日のいわゆる2プラス2のロードマップで全面的、一部の土地の返還あるいはグアムの移転対象となる部隊が所在する対象施設でございますけれども、単純にそこで働いておられる方を合計いた

しますと、約四千六百名おられます。

○松原委員 つまり、そういつたところで、言葉

論が爆発してしまって、こういうふうなことの指

問題は歴史問題ではなく領土問題であると明言し

しかしながら、現在のところ、まだこういった

方々の雇用にどのような影響が出るか定かではございませんので、この方々の何人の方にどんな影響が出るか、まだ定かではございませんけれども、従業員の方々も御不安があると思いますけれども、私どもとしては、できるだけ、労働力に余剰が発生した場合にも、他の施設への配置転換と

○谷口(和)委員 米軍再編のこの実行に当たりま
った措置によりまして雇用の継続を図つて、労
働の方々に不安を与えないよう政府として全力
を挙げて努力をいたしたいと思つておるところで
ござります。

しては、地元とよく協議をしていただいて進めていただけたようにお願いをいたしまして、質問が終わります。

ありがとうございました。

○小野寺委員長代理 これにて谷口和史君の質疑は終了いたしました。

○松原委員 次に、松原仁君。

わゆる西暦一九四五年の大東亜戦争終結後の竹島、現竹島の扱い、アメリカの国務省の側から、これは今まで韓国に「領有権」してここには一度もない、

これは今まで韓国に命有されたことは一度もない
というふうな指摘もあつたということを含め、御
指摘があつたわけあります。この新藤さんが
指摘したことについては、歴史的な認識として、
外務省は当然、今、きょう指摘されて知つたわけ
ではなくて、従来からそのことは重々理解してい
た、知つていたと言ふかどうか、その辺をまずお
伺いしたい。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

今、松原先生が御指摘された点、サンフランシスコ平和条約が締結された当時の事情も含めまして、外務省としては把握をしている事実でござります。

○松原委員 つまり、そういうたところで、言葉は悪いけれども、法の網の目、サンフランシスコ講和条約が発効する寸前に李承晩ラインを設定した。結果、駆け込み的に、時系列が過ぎてしまふれば国際法として完全にそれがはつきりしてしまって、あえてその、言つてみればかなり灰色の部分で彼らがやつてきたんだということでも外務省は認識をしておるんでしようか。

○小松政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる李承晩ライン、韓國側ではこれを平和線と呼んでおりますが、このラインの設定について、国際法上何の根拠もなく行われた行為であるということは、從来、一貫して日本政府が表明しているところでございます。

○松原委員 さらに、先ほどの新藤委員の質問で、事務レベルでの交渉においてこの歴史認識をただすということをしたのかということに対し、余りそれはしていなかつたような発言があつたわけですが、これはもう一回確認したいんですが、なぜそのことは指摘をしなかつたのか、指摘をする必要がなかつたというふうに思つたのか、その理由を教えていただきたい。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

まず、一九六五年の日韓の正常化交渉の過程では相当のやりとりが当然のことながらあつたと申します。その後、先ほども新藤先生にお答え申し上げましたけれども、その後のやりとりについて私は、私は必ずしもすべてを把握しておるわけでございませんが、最近ではそういう事実は余りございませんが、それはなぜかと申し上げますと、非公式であれ公式であれ、この問題を取り上げる非常に感情的に韓国の方がなられるというような事情もあったのではないかと思います。

○松原委員 その最後の部分を確認しますが、先ほどの議論の中では、この歴史的な事實関係をきちっとしたるもので示そうとする、彼らが、韓国側の交渉をする人間が興奮をし、全く無関係な日韓併合がどうだとかそういうような、そのうちファクトと違うことになりかえて、興奮をして議

がさつき新藤さんからあつたけれども

事 ておられます。この日韓外相会談でもそのこと

○梅田政府参考人 お答えいたします。
先ほど新藤先生がどういう場面を想定して述べられたかについては私は承知しておりませんけれども、一般論として申し上げれば、韓国側の関係者は、入口のところで非常にこの問題について

感情的な対応をされるということはござります。
○松原委員 そうすると、外交交渉で感情的に興奮をすればその議論を押さえつけることができ
る、こういうふうに彼らは認識をしているというふうにお考えですか。

ちつと麻生外務大臣は指摘をし、眞実は違う、特に竹島の領有権については今言つたようなことがあるということで反論をなさつたのか、まずお伺いしたい。

○麻生国務大臣 まず、今二つ御質問があつたと

○梅田政府参考人 お答えいたします。
必ずしもそういうふうには考えませんが、事実としてそういうことがあり得る。それで、それ以上議論になかなか入りえないということもあるのも事実でございます。

○松原委員 私は、これは極めて大事な部分だと

思いますが、四月二十五日の盧武鉉大統領の特別談話の趣旨というのがあるんだと思いますが、それを受けとめられることを希望するという発言があつたのは事実です、向こう側から。これに対して、私たちの方から、従来どおり、これは領土問題であつて歴史問題ではないことははつきり

島を鬱陵島や他の島々と一緒に韓国領にしましょ
うといったときに、アメリカ側から竹島は一回も
韓国が領有したことになればそのような事実も
思ふんですよ。要するに、具体的なファクトに基づいて、我々が、サンフランシスコ講和条約で竹
島を解説することは難しいから、お互いに立場があるだろうから、感情論を妙におおることのないよう
冷静に対応することが重要なのではないかと。先ほどの興奮してどうのこうのという話ではありま

日韓の事務レベルで議論しようとする、その議論がで
きるほどござつておられます。せんでしたし、この潘基文としては、これは外交官上がりでもありますて、極めて冷静に対応がで

論の入口で韓国側の宣教方針が興奮をして、そしてその議論に入らせない、大事なファクトのところの議論をしない。感情的にそこを、言つてみれば感情論で、感情的大きな声で叫んだ方が正しいんだみたいな、こういうふうな国際的な彼らの認識というのは誤っているというふうに私ははつきりと申し上げたいわけであります。

質問の順序がちょっと違いますが、カタールに

それから、日本としては、韓国の国民の過去をめぐる心情は重く受けとめますが、竹島の領有権をめぐる問題とは、過去の国民感情とこれは全然別の話なんであって、これは領土の話であり歴史の問題ではありません、こういう見解に対しましては、今回の潘基文との日韓の会談においても重ねて表明をしたところであります。

おける日韓外相会談、麻生外務大臣、お疲れさま
よろしゅうござりますか。

○松原委員 もう一回最後のところの確認であります、麻生大臣が、歴史問題ではなく領土問題である、こう主張したことに対し、向こう側は、そうだ、それは理解したと言ったのか、い

や、歴史問題だと言い張つたのか、もう一回確認をしたい。

○麻生国務大臣 回答はありませんで、次の別の話題に移つております。

○松原委員 私は先ほどの議論を聞いていて、韓国側がこの領土問題について、事実に基づいた議論、サンフランシスコ講和条約のときのアメリカの国務省の高官の発言に基づいて、竹島は韓国のものであったことは一度もないというふうな歴史的な詰めをしようとして、興奮をし、その議論に入らせない、日本は今まで悪いことをしてきたのであつたことは一度もないというふうな歴史的に入らせない、日本は今まで悪いことをしてきたことは一度もないことをしてきた。大統領の支持率が上がつたかと言わると、私は

余りそうでもないんじやないかと。実は前から上がつておるというのが事実でして、一月十日、二七、二月の二十一日、三三、三月十六日、四〇、三月三十一日、下がつて三九、四月の二十五日、四〇というような数字の経過がありますので、少なくとも、この二十五日の特別談話を機に支持率が急上昇したというようく結論づけることは必ずしも適切ではないのではないかというような感じがいたしております。

まあ、お互いま、選挙をよく我々やらされている方なので、選挙のことに関して、同じ国内でも場所によって、話によつて、わざと反応するところもあれば全然反応しない地域もありますから、ましてや国が違うといろいろ違うんだとは思つておられます。こういったものをしておりますが、その議論をさせない、興奮をする、その議論をめぐらかにしていくことによって韓国側がみずからにとつて不利なことになるので興奮をして、もう我々はきちつと考えていかなければいけないと思つております。こういったものをどういうふうにして理性的に外交を展開させるのか、これは我々は甘受していくはいけないんだろうと私は思つております。

私は、この外務委員会の質問で度数訴えてまいりましたが、今回特に竹島問題をここまで大きく、両方は冷静に対応しようと言ふんですよ、政府高官が会うと。谷内さんが行つても、冷静に対応しようといつて冷静に対応していないのはどちらなんだ。非常に遺憾でありますけれども。

その結果として、ちょっとお伺いしたいわけでありますが、韓国の盧武鉉大統領が竹島問題等についてこうした反日の、さまざまに激しい議論もしくは談話を発表した後、この盧武鉉さんの支持率はどうなつたか、もう一回確認を実務的にいた

○松原委員 私は、談話が発表された直後に上が

る

ます。

ですが、それだけではなくて、從来の流れが、ここに来て、はつきり言つて盧武鉉さん、経済が失敗をしたということで非常に人気が落ちていたのが取り戻したというような、ちょうどそれは、外交問題を内政問題として扱う、中国の愛國心教育と一緒にであります。

このことについて、向こうの中央日報の記事に

関してのデータがあれば教えていただきたい。

○梅田政府参考人 一点、補足させていただきま

すと、今大臣が答弁させていただいた数字は中央

日報の数字でござりますが、三月の時点で大統領

の支持率が上がつた背景には、前の総理大臣がス

キヤンダルでやめられて、韓明淑さんという女性

の総理が韓国史上初めて任命されたといったよう

な事情もあつたと承知をしております。

○松原委員 いずれにしても、この竹島問題を、彼らは、特に現政権は、五月三十一日というとこ

ります。選挙が行われる。聞くところによると、選挙が有利に進めていくとい

うことであります。選挙もあつたが、この逆転をするための

一つのデマゴーグとして使おうとしているのではな

いかというふうなことも指摘する人がいるわけで

あつて、私は必ずこれは支持率の上昇になつてい

るはずだと思いますので、ウォッチをしていただ

きたいというふうに思うわけであります。

問題はさまざまとあります。あと一つお伺い

したいことは、伊藤政務官、きょういらつしやつ

ておられます。二十五日に政務官会議において

この竹島問題が議論されたというふうに聞いてお

ります。

私が申し上げたいのは、先回この外務委員会

で、私は、日本の方の予算額が余りにも韓国とのそ

れに比べて低いんではないかという指摘をいたし

ました。これに対して、政務官会議で議論された

ような感もあるわけであります。どういう議論

があつたのか。本来であれば、議論をした中心は

山谷さんになるんですか、わかりませんけれど

も、ちょっとその辺も含め、伊藤さん、竹島に

対して政務官会議でどういう議論があつたか、お

伺いいたしたい。

○伊藤大臣政務官 お答え申し上げます。

政務官会議、開かれているわけですけれども、

この政務官会議といふのは、もともと各府省庁の

おののの政務官が本来の所掌を離れて自由に意

見を非公式な形でするという場であるというふう

に私は認識しております。

これが実際に行われたのは二十三日でございま

すけれども、今御指摘の二十三日の政務官会議の

場でも、この竹島問題について幾人かの政務官か

ら意見の表明等がございました。ただ、前段に申

じ上げましたように、政務官会議の性格、趣旨に

見て、友好関係の一層の促進に努めていくという

考え方述べておりますので、両方とも、国民感情

をあおらず、とにかく冷静にやらぬと、一つの話

いと思います。

○松原委員 日本の国民の期待を背負つて、やは

り日本の国が自己主張を余りにもしなさ過ぎると

いうことに対する国民の失望感が大変にあります

ので、期待を背負つて、これは若い、若いって

う議論もありますが、これの逆転をするための

一つのデマゴーグとして使おうとしているのではな

いかというふうなことも指摘する人がいるわけで

あつて、私は必ずこれは支持率の上昇になつてい

るはずだと思いますので、ウォッチをしていただ

きたいというふうに思うわけであります。

問題はさまざまとあります。あと一つお伺い

したいことは、伊藤政務官、きょういらつしやつ

ておられます。二十三日に政務官会議において

この竹島問題が議論されたといふに聞いてお

ります。

私が申し上げたいのは、先回この外務委員会

で、私は、日本の方の予算額が余りにも韓国とのそ

れに比べて低いんではないかという指摘をいたし

ました。これに対して、政務官会議で議論された

ような感もあるわけであります。どういう議論

があつたのか。本来であれば、議論をした中心は

山谷さんになるんですか、わかりませんけれど

も、ちょっとその辺も含め、伊藤さん、竹島に

対して政務官会議でどういう議論があつたか、お

伺いいたしたい。

○伊藤大臣政務官 お答え申し上げます。

政務官会議、開かれているわけですけれども、

この政務官会議といふのは、もともと各府省庁の

おののの政務官が本来の所掌を離れて自由に意

見を非公式な形でするという場であるというふう

に私は認識しております。

これが実際に行われたのは二十三日でございま

すけれども、今御指摘の二十三日の政務官会議の

場でも、この竹島問題について幾人かの政務官か

ら意見の表明等がございました。ただ、前段に申

じ上げましたように、政務官会議の性格、趣旨に

見て、友好関係の一層の促進に努めていくという

考え方述べておりますので、両方とも、国民感情

をあおらず、とにかく冷静にやらぬと、一つの話

だけではかの話が全部崩れちゃうのは双方にとつて得にはならぬという話を、一人きりのときもいたしましたし、その会議の場でもさせていただいだというのが背景です。

○松原委員 そういう間に、事実上こうやって不在者投票もやつたとか、既成事実を韓国側は竹島においてさらに積み重ねている。日本は外交ルートを通しての言ってみれば抗議をする。これで私は余りこういう例えはできないのでそれは言いませんけれども、どんどん譲歩していく、どんどん譲歩していった歴史というのはかつてヨーロッパにもあつたわけですよ、某所、ミュンヘン会談でどんどん譲歩していったとかですね。私は、全くもつて同じようなふうにしか見えない。譲歩していく、こちらは譲歩する、向こうは得点を稼ぐ、お互いに刺激をしないようなどうんであれば、それは外交上、日本にとってどこのメリットがあるのか、こういう話になってくるわけあります。

私は、後にちょっと触れたいと思うわけですが、やはり国際世論に、こういつた韓国の、不在者投票を一方で未来志向と言ひながらやつたとかこういつたことは、なかなか日本は遺憾の意を表明するということ以外、現状でやっていませんが、これは、遺憾の意を表明するといつたて、世界のどの国が日本が遺憾の意を表明したのか知っているのかということもありますので、私は、世界の世論というのは、現状、よくも悪くもアメリカの世論であります。アメリカの世論に訴えかけるために、アメリカの三大紙等にこういつたときにも意見広告を政府として出すべきだろ。それぐらいのことをして、我々はこうだったけれども韓国はこういうことをした、我々はそれに対して大変遺憾であるということを韓国に表明したこと、やはり世論を巻き込んでいかないと、遺憾であると言つたこと自体を知つてゐりますから、私はそれはいかぬだろうというふうに思つてあります。

そこで、次の質問に行きたいわけであります。が、盧武鉉大統領はモンゴルにおいて、北朝鮮に対する制度的、物質的支援を惜しまないと発言を行いましたが、これは明確に我が國の国益に反するのではないかと思います。外務大臣の見解をお伺いしたい。

○塩崎副大臣 今、松原先生から御指摘のあつた盧武鉉大統領のお話は、今月の九日、モンゴルで非公式の懇談会の場で、対北朝鮮政策に関する國民は北朝鮮体制の崩壊を望んでいないといながら、すべてを白紙化、正当化する形で譲歩することはできなけれども、制度的、物質的支援は無条件で行う。このことを指して言つているものだろうと思いますが、その点については承知はしまるわけでございます。

盧武鉉政権は、当初から平和繁栄政策という政策を北朝鮮に對してはとつてきているわけであります。一方で、六者会合の枠組みにも入つて我が方とも一緒になつてやつてある点もないことはないということがありますけれども、モンゴルにおいて、原則のない譲歩を行うわけじゃないとも述べたというふうに承知しているわけであります。今般の発言は、まさにこれまでの政策と軌を一にするものというふうに思つています。

実際、さきの日韓の外相会談の中で潘基文外交部長官は、大統領の発言については、従来の韓国の政策を若干強調して述べたものと説明をして、世界の世論といふのは、現状、よくも悪くもアメリカの世論であります。アメリカの世論に訴えかけるために、アメリカの三大紙等にこういつたときにも意見広告を政府として出すべきだろ。それぐらいのことをして、我々はこうだったけれども韓国はこういうことをした、我々はそれに対して大変遺憾であるということを韓国に表明したこと、やはり世論を巻き込んでいかないと、遺憾であると言つたこと自体を知つてゐりますから、私はそれはいかぬだろうというふうに思つてあります。

国政府に物を言う立場ではないかもしないけれども、明らかにこれは日本の国益上、少なくとも我々がやろうとしている方向と逆のこととを盧武鉉さんは宣言をしている。その意味で、私は、日本が國益から見たらこういつた行動は矛盾する、反する、こういうふうに思つておりますが、大臣の御所見を伺いたい。

○麻生国務大臣 私どもとしては、当然のこととして、今、韓国の中の状況を考えますと、例のDNAの話も、今までそういうものは韓国にはないという話をしておりました韓国側にとりましては、今回DNAの鑑定がきちんととした形で出ると

いうことになりますと、この問題は韓国の国内問題ということにもなる、拉致の話は、日本だけの話じやないということが正式に証明されたことになりますと、そういうことになつて北朝鮮に對して、韓国で逆に、まあ、無秩序じやないのかもしらぬが、経済援助をするということに関する話題として私は提起されてくるであろうと思つておるんです。

ただ、いずれにいたしましても、韓国の中において、やはり世代によつて、朝鮮戦争の記憶のある世代とそれ以下の世代との間にかなりな差があるというのは世論調査でも出てきているところでもあります、いずれにしても、この問題に関する韓国の国内感情というものは、これはまた別の問題として私は提起されてくるであろうと思つておるんです。

ただ、いずれにいたしましても、韓国の中において、やはり世代によつて、朝鮮戦争の記憶のある世代とそれ以下の世代との間にかなりな差があるのは、私どもとしては、北朝鮮というものに関する経済といふものが確実に、今、日本との間はこの五年間で五分の一ぐらゐに減つていると思います。いずれにいたしましても、こういつた対応に

いたつ問題について解決をするという方向に資するような形で、国際社会の一員として責任ある行動をとるような、そういう方向性でやつていかなればならないというふうに考えておるところでござります。

○松原委員 我々日本は、今や場合によつたら、經濟制裁だ、改正外為法を適用しよう、アメリカも金融制裁をやつて、こういう状況でありますから、韓国がやつてることに対しして我々が韓

的紛争解決手続の選択的除外宣言を行つた。言つてみれば、私は、これは李承晩ラインを設定したと同じように、一方的に宣言をし、既成事実化をしようという動きだと思います。とんでもない動きだと、私は指摘せざるを得ませんが、これに対する外務大臣はどのような怒りを感じか、お伺いいたします。

○塩崎副大臣 私どもとして、一言で言つと、残念な思いでございます。

四月の十八日に、海洋法条約に基づいて韓国政府が、海洋の境界画定及び軍事活動に関する紛争等を強制的な紛争解決手続の適用から除外するという宣言書を国連事務総長に寄託したというふうに承知をしているわけでありまして、国際海洋法条約の趣旨にかんがみてみれば、同条約の解釈及び適用に関する紛争について、紛争当事国的一方が求めれば国際裁判等の強制的かつ拘束力を有する紛争解決の道が開かれていることが本来、問題を解決するためには必要な、望ましい形であるわけでありますけれども、これを、韓国がその道を閉ざしたと、いうことがありますから、極めて残念だというふうに思つております。

この海洋法条約というのは、締約国が同条約の解釈または適用に関する紛争を平和的手段により解決する義務というのも二百七十九条で課していますし、また、紛争が生じた場合には紛争当事者は交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見交換を行う義務というのも二百八十三条で課しているわけであります。日韓両国が、本来は今回のようなことをせずにちゃんと話し合いをして解決を見るというのが筋だというふうに思つております。

○松原委員 今、塩崎副大臣、残念であると。残念な話ですよ。遺憾であると、いう話があつたり、残念であると、いう話があつたり、そんな話がたくさんあつて、しかも、私は、先ほど梅田参事官との議論であつたように、事実を積み上げて議論していくと、彼らは興奮しその議論を遮つて違うところの話をするというような御指摘もあつたわけ

であります。こういう国と外交交渉をする場合に、日本人の冷靜さは必要であります、このままいつて本当に外交ができるのか。

大臣、少なくとも、今回の李承晩ラインに相通するようなこの選択的除外宣言に対して、大臣としてはどういうふうなお考えを持つているか、どういうふうに対応するつもりか。

○小松政府参考人 大臣にお答えをいただく前に、この条約の内容につきましてちょっと簡単に御答弁させていただきますと、国連海洋法条約上は、条約の解釈、適用に関する問題について強制かつ拘束力を持つ紛争解決手続というのをまず定めている。こういう原則がございまして、その上で、一定の紛争についてそういう強制的管轄権から除外することができる、これは二百九十八条でございます。

韓国が行つた宣言はこの宣言でございまして、いわば条約上の権利でございます。この二百九十八条には、これをいつでも撤回し得るということになつておりますが、この条約の仕組み上、他の締約国がこれに異議申し立てをするという制度が用意されているわけではございませんので、この条約の仕組みといたしましては、これを法に基づいていないと言うことは難しいと考えております。

○麻生国務大臣 今、国際法局長の方から話を申し上げましたが、もうルールは御存じのとおりなので、この間のカタールの会議で、このEEZについての会談をするという日にちをいろいろしていまして、六月十二、十三、こういった日程を決めております。この交渉を再開することは決定されましたが、まずはこの交渉においてスタートをさせることにならうかと思いますけれども、いずれにしても、今言われましたように、一方的に無理が通ると道理が引っこんでいくような話ではなかなかこの種の話はできませんので、私どもしてきちんと主張しなきやならぬところだと思います。

○松原委員 これはきちっと主張するというの

は、もう国際世論に訴えることも含め、いかにこなれが、李承晩ラインも含め、国際法的に、違法とましいわけれども違法されそれの行為なのかと

いうことを我々は国際社会に納得させないと、韓国がやつていることに対する文句を言わなければ、彼らは正当なんだと国際社会は思いますから、その辺は御認識を大臣にお願いしたいと思います。

次に、今回、民団と総連、このいわゆる連携、きょうは警察庁の方がお越しだと思います。破防法調査団体の朝鮮総連と民団が和解をしたわけではありませんが、このことはどういうふうな認識なのか。つまり、朝鮮総連は破防法調査団体であります。その調査団体と民団がまさに手をつけないだとかいうことは、民団に対しても日本の公安は注視をしていかざるを得ないんではないかという声がありますが、御答弁いただきたい。

〔小野寺委員長代理退席、委員長着席〕

○小林政府参考人 お答えを申し上げます。

警察は、民団と朝鮮総連の間におきまして、去る五月十七日にいわゆる和解、和合の六項目の合意がなされまして、共同声明としてこれが発出されましたことは承知しております。しかしながら、現時点においてこれが直ちに組織の一体化、こういうものに結びつくものとは現在のところ認識しておりません。

○松原委員 お答えを申し上げます。

現民団のトップであります方が今回の

ふうに理解をしておりますが、この方はどのような御出身なのか、かつて総連と関係を持っていたのがやつていることに対する文句を言わなければ、彼らは正当なんだと国際社会は思いますから、その辺は御認識を大臣にお願いしたいと思います。

○小林政府参考人 今回の和解、和合の共同声明の発出をめぐりまして、さまざま御指摘、見方があることは承知しているところであります。御指摘の人物の個人的な経歴等について、警察としては申し上げる立場にないということでござい

ます。

警察においては、あくまで公共の安全と秩序を維持するという責務を果たす観点から朝鮮総連の動向に重大な関心を持つていて、また、今回の動きも含めまして、朝鮮総連と民団の関係におきまして具体的な違法行為に及んだ場合には厳正に対処してまいり所存であります。

○松原委員 そこで、ちょっと時間の都合があるので次の質問に移つて、時間があればまた戻ります。

現在、私の友人であります作曲家のすぎやまこういちさんという方がおられます。ウルトラマンのテーマとかつづけてきた作曲家の方であります。が、彼が九月にアメリカのニューヨーク・タイムズに意見広告を出す、こういうふうなことを進めているわけであります。

なぜニューヨーク・タイムズに意見広告を出すのか。やはり彼らの認識において極めて間違った

事実が事実として受け取られている。「THE F A C T」という名称でこの意見広告を出すそうあります。私が思うに、恐らく一回これを出しておるところでありまして、また、今回の動きも含めまして、朝鮮総連と民団の関係におきまして具体的な違法行為に及ぶような場合、厳正に対処してまいる所存でございます。

○松原委員 厳正に対処する、こういうことであ

とつて、これも三人の弁護士がいて、その方々の了解が得られないと社説に載らないんです。その三人の弁護士が、例えば南京の問題に対する誤った認識を持っていて、この事実をすぎやまさんが出てても、事実としてそれを認定しなくて、これは社説としてふさわしくないというふうにするのであれば、日本国民として受け入れるわけにはいきません。

私は、そこでこれがどう扱われるか自身も極めて問題だと思っていますが、彼は真っ当なことを言つておられます。

中国市民三十万人を日本軍が殺害したとされ南京大虐殺が事実であるかのように伝えられています。日本人は事実に基づいた批判であれば、これを真摯に受けとめます。しかし、当時の中国国民党政府の謀略宣伝による虚偽をもとに非難されるのであれば、日本国民として受け入れるわけにはいきません。

こういうふうなことがあります。内容は、ちょっと全部読むと時間がありませんので簡潔にまいりますが、南京大虐殺を証明する代表的な写真と言われるのが、南京市民の虐殺死体、写真A、ここに物を持ってきておりません。そして、南京市民の死体は、揚子江岸に引きずつてころれ、川に投げ捨てられたと。

五六十万部を超えるベストセラー、アイリス・

チャンの「ザ・レイプ・オブ・南京」の表紙になります。日本でも、毎日新聞が一九八三年八月十六日付で、南京大虐殺は事実だとこの写真を掲載している。

ところが、撮影された写真は、いずれもトリミング、一部カットされ、オリジナルな写真では撮影場所を特定できる材木場が写っている。これをもとに、中国軍と戦闘した南京戦従軍将校の高橋氏は、揚子江の、時間がないのであれますが、死体の方向が一定であることから、流されてきたものであるということがここで論証されております。その写真で、死体の方向、頭が向いている方向が一方向なんではないかと思いますが、こうい

うふうなことが書いてある。

そして、「ザ・レイプ・オブ・南京」の本文に掲載されている慰安婦強制連行の写真も有名になつた。英文キヤブ・ションは、日本軍は何千という女たちを家畜のように追い立てた、彼女たちの多くは、集団強姦されるか、軍用売春を強制されたとなつていて。

ところが、この写真は、南京事件が起る一ヶ月前、日本で発行されていた写真週刊誌アサヒグラフ、一九三七年十一月十日の写真のトリミングである。これも、そのちゃんとした物を載つてニューヨーク・タイムズに載つけようとしている。

ほかにもいろいろな記事が、新聞の一面ですから、かなり量も書けるわけであります。こういうことを日本の一民間人がやつて、やはり誤った事実が伝わっていることを何とかしなきゃいかねと。

私は、これは大臣にお伺いしたいわけでありまし、例を引かれましたけれども、いわゆる日本という国が持つておりますイメージというのいろいろな形でねじ曲げられようとしているというのは、これは戦前も行われましたし、いつの時代でも世論操作等々は、国が国のために、自分の国を

しゃつて相手国をやると、いう話は、いつの時代でも、どこの国もある程度のものはあるのだと思ひます。ですが、日本として、その種のふうな、いわゆる広報活動というものに關しては、日本の場合は、そんなに激しくやつてきた例は余りありません。日本の場合は、そういうのをやつてこなかつた歴史なんだと思っております。

そういう状況ですから、今言われたような話を個人でなさるということに関しまして、それをどうのこうの言う立場にありませんが、いずれにしても、今、ロビー活動とかいろいろな表現が、今はまた別の表現がありますけれども、日本に対して、ワシントンが主かな、そういういたところでいろいろな国から行われているのは事実でもありますので、私どもは、そういうしたものに対するきちんとした対応をいろいろ考えていかないかぬというのも事実であろうと思います。

ただ、新聞に毎日広告を出すというようなものではなくて、もっと別のことを考えないかぬといふ感じがいたしますけれども、いずれにしても、日本の立場をもうちょっとつきり言葉、コミュニケーションをもつとはつきり言葉、コミュニケーションをもつとはつきりさせしていくという努力はさらには必要だと思つております。

あちらのそういう知識人に対して極めて影響のある新聞に、毎日同じ内容を出す必要はありませんよ、入れかわり立ちかわりで、それぐらいのことをしていかなければ、日本に対するかなり意図的なネガティブキャンペーンがあるということを、私は從来から、さまざまの觀點からこの外務委員会で申し上げてまいりましたが、それを払拭することはできない。私は、その意味で、そういうことを外務省としては考へるべきじゃないかと思うんですが、大臣、御見解をお伺いしたい。

○麻生國務大臣 今、ニューヨーク・タイムズの

んですが、それが不十分で、完全に一方的になり過ぎている。日本に対して事実と違うことを言ふ。今のすぎやまさんの話にもあります。こういうふうなものが、アイリス・チャンのような話がどんどん流れている。

だから、それに対して反撃するには、とりえず、もうこの土俵の俵のところで来ちゃうといふんだから、こういうふうなことをアメリカの新聞に出して、それだけ、一回一千万として、三十六億五千万ですよ。高いようだけれども、日本の名譽、先人の名譽に対し、きちんとそれを復活させ、子孫が誇りある日本をつくるために、極めてそれは安い費用だと私は主張したいわけあります。

最後にもう一問。最後に質問したいのは、前から私は指摘しておりますが、エール大学神学校に保管されている書籍や、この間も質問しました西暦二〇〇〇年以降解禁された米国の機密文書、マッカーサーの文書とか、麻生大臣ももう暗記しておられるわけありますが、自衛戦争であつたというような趣旨の話であります。

○松原委員

私は、やはり政府間で遺憾の意を表明する

う。今のすぎやまさんの話にもあります。こういうふうなものが、アイリス・チャンのような話

がどんどん流れている。

ただ、今御指摘のような文書を調査するための対策室まで設置することを考えています。あ

ります。今やらせていただいている。

○松原委員 ゼビ調査をしていただいて、そし

て、国際世論が誤った日本に対する評価を、戦前

資料というのをきちんと整理をしておく必要があ

ります。今やらせていただいている。

○原田委員長 次に、津村啓介君。

○津村委員 民主党的津村啓介です。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

てお話を伺つていただきたいというふうに考えており

ます。

○原田委員長 ありがとうございます。

○津村委員 次に、津村啓介君。

お時間をおいたきましたので、きょうは、我が

国日本と大変密接な友好関係あるいは利害関係に

あります二国間関係について、幾つか御質問をさ

せていただきます。まず最初にペルー、そしてE

U、時間がありますたらパレスチナの問題につい

</

月には、ペルー政府が駐日大使の召還を決めたと
いうようなことも出でているようでござります。

まず事実関係の方から少しづつ伺つて、いこうと思ひますけれども、フジモリ元ペルー大統領がこの一月からですか、チリで身柄を拘束された、そのときの遭遇、例えば移動の自由とか発言の自由がどの程度認められていたのかといったその遭遇のあり方と、外交上の権利であります領事会面の内容につきまして、まずお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 元ペルー大統領、昨年十一月七日以来チリにおいて拘束をされておりますが、まず場所の件ですが、一般拘置所ではなくて、当初は刑事警察、後に検察学校に収容されるなどして、その待遇には一定の配慮がなされております。他方、面会時間、通信に関しては一定の制限が課されていたと承知をしております。

この拘束期間中に関しましては、フジモリ氏が日本国籍を有していることを外務省としては踏まえて、邦人保護ということの観点から、チリにあります日本大使館員が五回領事面会を行つております。領事面会におきましては、フジモリ氏の健康状態、また待遇に関するいろいろな事実関係などを確認しておりますが、面会した館員からの報告では、毎回、フジモリ氏は良好な健康状態にあり、食事を含め待遇については満足している様子であったとの報告を受けております。

ちなみに、五月の十八日、出国禁止の条件のもとで保釈をされております。五月の十八日です。

○津村委員 五月の十八日に身柄の拘束は解除された、保釈されたということになりますが、依然としてチリからの出国許可については、チリの最高裁判での審理の結果が出るまでは差しとめられています。ふうに報道に接しておりますが、この保釈に関して、日本外務省としてどのような働きかけ、関与を行つてきたのか。そして、身柄引き渡し審理が今どのような状況にあると日本外務省として認識されているのか、今後の対応も含めてお伺いいたします。

○麻生国務大臣 五月の十八日、今言われました
ように、出国禁止の条件のもとで保釈をされてお
りますが、弁護士の保釈請求に対しチリの最高
裁の決定したものでして、外務省が直接に関与と
いうわけではありません。

日本政府としては、フジモリという人が公正な待遇を受けて、適正な手続を得て司法裁判を受けたことが最も重要なと思っておりまして、この点につきましては、累次、チリ政府に対して、最初がたしか十一月の釜山、あそこで指摘したのが最初ですけれども、それ以後、役所としては、邦人の保護の観点から、この点に関しましては、いろいろ私どもとしては関心は持ち続けているんだということを何回となく向こうに伝えております。

○塩崎副大臣 今の御指摘でござりますけれども、それは報道ベースのお話だろうかと思います。
○津村委員 報道に比べて情報収集が少ないということであれば、その真偽も含めて確認はされて
いるが理由に差別を受けていたりする。日本人ではない人は日本系人で
報告として受けているわけではありません。

これは通常じゃないわけで、ちょっと特異な状況が発生している中での外務省の特別な対応として何をされているかという御質問をしているわけですから、このフェジモリ問題を受けての対応について、情報収集の面、それから安全対策の面、両面でもう一度お答えください。

○塙崎副大臣　当然のことながら、邦人保護あるいは日系人ということで大使館が配慮をするのも当然のことでありますけれども、これまでのところ、今申し上げたような、特段の、非常に問題になつてはいるというような話が来て、もつてではない

長過ぎるんじゃないかということで人道上の配慮が行われたものだと思っております。このフジモリ氏のペルーへの引き渡しのいいか悪いかということに関する司法手続は、今後チリ国内で引き続

き行われることになるんだと思つておりますが、この司法手続というものがきちんと行われるかどうかについて、私どもとしては関心を払い続けておかねばならぬところと思っております。

大統領個人の問題を超えて、ペルーに在留している邦人、あるいは歴史的にも日本人の方が大勢いらっしゃるわけですけれども、そういうたたか方々への、極端な言い方をすれば差別にもつながりかねない情勢になつてゐる、そういうた報道に接するところからきて。

例えば、日系人が多く利用している銀行、NBBKといううえですが、その銀行への真相は不明ないわゆる流言飛語。例えば、フジモリさんがこのNBBKから多額の預金を引き出したために、この銀行が経営破綻の危機に瀕しているといったような、そういった、いわばいじめなのか、あるいは

実際に眞偽のほどはわからぬいうわざが飛び交う
と、ハうよな形で、多くの日系人、邦人の皆さん

が迷惑をしている、あるいは差別を受けているというようなこともあると聞いております。こうした状況を日本政府としてはどの程度把握をし、またペルー政府に対して状況の改善を求め

かという点、この一点を先ほどからお伺いしているんですけども、いずれも、報告を受けていないとか、あるいは通常はこういう方が対象になるということになります。

○塩崎副大臣 今の御指摘でござりますけれども、それは報道ベースのお話だろうかと思います。何らかのアクションをされているのか、お伺いしたいと思います。

○津村委員 報道に比べて情報収集が少ないといふことであれば、その真偽も含めて確認はされていなといふことであれば、ペルー大使館の方々報告として受けているわけではございません。

にもう少し真偽のほども含めて情報収集をしていただきたいと思うわけです。

るところです。それでこそ申します。それにそう聞いておりますが、日系人の方が参加しているか否かは正確には確認できておりませんけれども、「一般的に、この協議会において、現地日本人会とかあるいは日系人の団体とかの、在留邦人を代表する組織とか団体が出るのが通常だ」というふうに理解を

○津村委員 私がお伺いしたいのは、手続的にはそういうことになるんでしょうけれども、ベルーにおける日系人あるいは在留邦人の皆さん、今このフジモリ問題というものの発生を受けてどう

けないというふうに思つております。

○津村委員 南米各国も含めて、日系人が今や世界各国に大勢いらっしゃるわけですけれども、国籍の関係も含めまして、どこまでを日本外務省としてケアしていくのか、フォローしていくのかということもなかなか線引きの難しい部分かと思ひます。そうした中で、ペルーでは、一九八五年の国籍法改正があつた以前に出生した日系人については二重国籍を保有するケースが多いということです。

私なりに三つのタイプに分けてみたわけです。一つはいわゆる在留邦人、もう一つは二重国籍を保有する日系人、そして第三には二重国籍を保有しない日系人、この三つの類型に分けてみたわけですけれども、外務省として、こうした方たちに対する安全対策、先ほどの情報収集あるいは安全対策連絡協議会の位置づけも含めてですけれども、この三者の間で差別を設けられているんでしょうか、そしてそれはどういった根拠があるんでしょうか。

○塙崎副大臣 結論から言うと、日本に関係する方々については分け隔てをしているわけではないわけですが、しかしながら、一つは、国籍を有している人と有していない人がいるわけです。二重国籍かどうかは別にして、つまり、国籍を持っている人は、海外に渡航して、日本から行つてある、あるいは滞在しているという人、それから今御指摘の二重国籍の方、こういったグループがありますから、当然邦人保護という意味での対象は国籍を有する方々ということになるわけであります。

くフジモリ問題をきっかけに二国間の関係はぎくしゃくしているわけです。今後ODAについて特に変えていくつもりはないということを先ほど大臣はおっしゃられたんすけれども、私自身は、このODAあるいは経済文化交流のあり方を含めて、当地の政治情勢をしっかりとフォローした上で判断していくことを外交メッセージとしておっしゃつてはいかがかと思いますが、これはいかがでしようか。

○麻生国務大臣 御存じのように、この間、政府として機構改革をしております。また、それに合わせて外務省の方も内部の機構改革をしておりまして、経済協力会議というものを新しくスタートさせて、そこで戦略的な部分として、このODAの部分を戦略的に立てていこうといたしております。

ただ、今言われましたように、ODAが大幅に減少しているというのは、これはペルーに限らず、日本のODAの絶対量がこの五年間の間にどんどん減つておりますから、だから、その分が比例しただけでもかなり減つてきているということになつていて、そういう事実もありまして、ここだけが極端に減つているというように考えているわけではありません。

○津村委員 ありがとうございます。

引き続き、この六月四日に今度結果は出るわけですけれども、その後のペルーでの政治情勢、あるいはフジモリ問題の動き等も詳細にフォローしていただくて、ODAその他も含めた外交判断をしていただきたいと思います。また機会があれば伺っていきたいと思います。

続きまして、EUとの関係について伺つていきたいと思います。

まず、冒頭お伺いしますが、いわゆる対中国武器禁輸解除問題について、我が国の立場をもう一度確認したいと思います。

○麻生国務大臣 日本としては、これは日本を含みます東アジアのいわゆる安全保障環境に与える影響が極めて大きいということで、かなり早い段

階から懸念を表明してきております。また、こういった懸念というものはきちんと払拭されねばならぬということから、対中武器禁輸措置の解除には反対ということをEUに対して言ってきております。

日本としては、これはEUの話ではありますけれども、NATOにはアメリカも入っておりますので、アメリカと緊密に連携をしつつ、EUに対しても懸念を表明し、このところ、EUメンバーから来る外務大臣に対しては、私の方から個別には全部この話はしたと記憶をします。この間、NATOに行つたときにも、個別で会う機会がありますので、そのときに出てきた人たちに対しても、日本からの懸念として一番というものに関してはこの点を指摘しておりますので、基本的にEU各国に対してこの立場を、日本の懸念というものはきちんと表明をし続けておりま

す。

○津村委員 大臣おっしゃるように、この問題について、この一年間だけでも相当なやりとり、議論の蓄積があるようになります。いろいろ御努力をいただいてるわけですから、報道ベースでは多少表現がわかりにくいうところがありまして、少し抽象的な印象も持ちますので、少し具体的に御説明いただきたい、そういう趣旨で御質問いたします。

ことしの四月の十九日ですけれども、ソラナさん、EUの共通外交・安全保障政策上級代表と訳されていましたが、この方が訪日された際に、この対中武器禁輸解除問題について、これは軍事的な見地からの政策判断ではなくて、中国に対する政治的なメッセージなんだというふうに説明をされたというふうに報道があります。

○麻生国務大臣 確かに、ソラナ上級代表が四月の十九日の記者会見で、EUと中国との関係を正

常化すべきとして、禁輸措置解除の理由につき述べられたというのは事実であろうと思つて、このものにすぎないという説明をEU側がしてきたとこれまでEUは、禁輸措置を解除しても輸出状況には何ら変化はないということを言つてきておりました。

これに対して日本からは、EUの説明では日本側の懸念の払拭はできない、そういうことでは不十分という旨を指摘しております。それ以後も、先ほども申し上げましたように、EUから来る外務大臣等々はもちろんのことですけれども、引き続き責任ある対応というものを見せてもらいたいという話をずっと言い続けておりますし、今後とも求めていきたいと思っております。

○津村委員 ちょっとよくわかりにくかったんですけども、先方、そのソラナさんという方は、軍事的なものではなくて政治的なものだとおつしやつておられるわけですが、武器を輸出するわけですから、それが軍事的なものではないわけはないわけで、その中で無理に解釈をすれば、人権問題も含めて中国から譲歩といいますか、中国側に何らかの条件としてこのことを出している、そういう意味であれば政治的な取引なんだということをわからぬでもないんです。

これはもう一度伺いますが、政治的なメッセージというのはソラナさんの言つたことですから、麻生大臣がどう御理解されているかということで結構なんすけれども、これはどういうふうに理解されていますか。

○麻生国務大臣 基本的に、軍事力というのは、持つております能力、いわゆる武器というものの能力、それを使う意思、この二つではかられるべきものであつて、意思の方はよく見えませんの要は、持つております軍事力というものがどれだけかというのが一番対象になろうと存じます。定量的にはこういうことになります。

したがいまして、このところ急激に、国家予算

の中で武器に関する国防予算というものが、いわゆるダブルディジット、二けたで伸びております中国、しかもその内容が極めて不透明、トランプアレンシーとよく使われますけれども、そういうものに関して、私ども隣国から見れば、それは明らかに、日本に対して、もしくは中国を取り巻く周辺国に対しては脅威になり得る確率がふえますので、そういう点を考慮するのは我々としても、先ほども申し上げましたように、EUから来る外務大臣等々はもちろんのことですけれども、引き続き責任ある対応というものを見せてもらいたいという話をすると言いつけております。

○津村委員 ちょっとよくわかりにくかったんですけども、私どもとしては、これの意味する政治的な意味をよく理解ができるいないというのが正直なところです。

また、この種の話は、政治的といえば、主に武器は持てば持つだけその地位が、軍事力が高まるというものが通常でありますので、高める必要があるというものが政治的にどう必要なのかというのも理解ができないところであります。

○津村委員 詳細にあります。

その直後ですけれども、本年の四月の二十四日、第十五回の日本とEUの定期首脳会談が行われたということです。当然この話も活発に議論されたと想像しているわけですが、小泉総理からこの首脳会談の成果として報告があつたのは、戦略的対話の強化というものが提起されたということになります。

通告での二つの質問を一緒にさせていただきますが、戦略的対話というのは、まず、一体これはどういうことなのか。少し抽象的なので、もう少し説明していただきたいということが一点と、この枠組み、定期的に議論していくということなんでしょうが、この枠組みの中で、対中武器禁輸解除問題はどのくらいのプライオリティーを持つて取り扱われるのか。この二点についてお伺いします。

○塙崎副大臣 戰略的対話、幾つかの国と我が国はやつているわけでありますけれども、基本的にストラテジックダイアログというのは、二国間ないしは地域との間で安全保障環境等について認識を共有しようということで戦略的対話を行つてあるという目的だとうふうに思つております。基本的には事務レベルでやる政策対話であるのがこの日・EU間ではございますけれども、いろいろなレベルで我が國もやつているというのが実態でございます。

プライオリティーの問題でありますけれども、そもそも、この対中武器禁輸解除するしないの話、先ほど大臣からいろいろ御説明を申し上げましたけれども、各國それぞれ実は濃淡があつて、それぞれの事情があつてこういうことが出てきて、EUとして固まつて何を言うのかという中でこういう話が出てくるわけでありますけれども、EUというあのヨーロッパの地域から見て、このアジア、東アジアの地域の安全保障状況といふのについてはやはり認識が不十分ではないなということと、そういう問題意識もあって、こういった対中武器禁輸解除、先ほど政治的なメッセージの意味合いについて理解しがたいというの話、先ほど大蔵からいろいろ御説明を申し上げましたけれども、各國それぞれ実は濃淡があつて、EUとして固まつて何を言うのかという中でこういう話が出てくるわけでありますけれども、EUというあのヨーロッパの地域から見て、このアジア、東アジアの地域の安全保障状況といふのについてはやはり認識が不十分ではないな

なのか、つまりどんなプログラムを考えているかということなんですが、そのことが一点。それから、次の質問にもかかわりますが、若者を受け入れる、地域的にどういう受け入れ方をするおつもりか、その地域の選び方についてお伺いしたいと思います。日本のどこに受け入れるのかということです。

○麻生国務大臣 去る四月の二十四日の定期首脳会議のときの話だと思いますが、日本・EU間の人的交流と対話を促進するための枠組みというのを発表しております。これで、昨年、御存じのように、二〇〇五年、日本・EU年というのを市民交流年としてやらせていただいたんですが、そのフォローアップとして、これまで欧州諸国と個別にやつてきた中で、人的交流の取り組みというものを、日本とEUの交流という視点から、新たに一つの別の枠組みとしてやつていこうじゃないかということで、個別にやつたものを統合したものであります。

今回のグアム移転経費のうち、米国側が三十一・八億ドル分担して建設すると言つてゐるへり發着場、通信施設、訓練支援施設、整備補給施設、燃料・弾薬保管施設などの基地施設ですけれども、これがあくまで移転する海兵隊専用なのかという問題であります。

沖縄の負担軽減のためと言つてつくりながら、でき上がつたら、移転する海兵隊だけじゃなくて、グアムに駐留する海軍や空軍も使用することにはなりませんか。

○大古政府参考人 沖縄の海兵隊のグアム移転経

費につきましては、日本側の分担それから米側の分担、特に米側の分担については、今委員御指摘のような施設がございますけれども、いすれにつきましても、沖縄の米海兵隊のグアムへの移転に伴い必要となる施設なりインフラを整備するためのものでござります。

○笠井委員 だから、でき上がり、海兵隊以外は使わないというふうに断言できるかと聞いて

いるんです。

○大古政府参考人 今般、米側の分担についても、沖縄の海兵隊のグアム移転に伴うものとして必要なものだと理解してございます。

ただ、一例で申しますと、例えば、米側の分担

として海軍病院の増築というのがございます。こ

れは、沖縄でもそうですねけれども……(笠井委員

「基地施設です」と呼ぶ)一例として海軍病院とい

うことで申しますと、グアムでは、米軍の全軍が

海軍病院を利用してゐるということを聞いており

ます。今回の海兵隊の移転に伴つて増築はされま

す。それは、一定のニーズを見込んだ上で増築

することで申しますと、グアムでは、米軍の全軍が

海軍病院を利用してゐるということを聞いており

ます。今般の海兵隊の移転に伴つて増築はされま

す。まさに、そういう点では、これは昨年の2プラス

ス2でもそうですが、アメリカの先制攻撃戦略の中でのグアムの位置づけがあつて、そしてアメリ

カの都合で移転する。日本側から言つたというこ

とであります。実際には、海軍、空軍も共用して

使つて、あとは何でもどうぞというわけにいか

ない。あくまで、これは海兵隊の移転だ、それを

負担軽減だと理屈で言つてきたわけであります。

○笠井委員 まさに、そういう点では、これは昨年の2プラス

ス2でもそうですが、アメリカの先制攻撃戦略の中でのグアムの位置づけがあつて、そしてアメリ

カの都合で移転する。日本側から言つたというこ

とであります。実際には、海軍、空軍も共用して

使つて、あとは何でもどうぞというわけにいか

ない。あくまで、これは海兵隊の移転だ、それを

負担軽減だと理屈で言つてきたわけであります。

○原田委員長 次に、照屋対策君。

○笠井委員 外務省、どうですか。これは、アメ

リカについて、米側の費用で負担してつくる施設

について、海兵隊以外は使わないと断言できますか。

○河相政府参考人 ただいま防衛庁から御説明いたおり、本件、米側が負担をする施設、これ

は、こういう施設がないと沖縄にいる海兵隊がグアムに移駐することができない、そういう意味で

必要不可欠な施設である、これは明々白々のことだと思います。(笠井委員)でき上がつた上で」と

呼ぶ)

でき上がつた上、具体的な、どういうふうに米軍が運用するのかということになつてきますの

で、今、この時点で私から断言することは差し控えたいと思います。

○笠井委員 先ほど、たまたまほかも使うこともあり、そして今、外務省も、断言できない、でき

上がつてから米軍の運用だと言わされました。

したがいまして、政府としては、代替施設の使

用期限問題について議論することは考えておりま

せんが、五月一日の2プラス2で承認された案の

実現に向けて、今後、具体的な代替施設の建設計

画とか安全・環境対策及び地域振興について、沖

縄県及び関係の地方公共団体など協議機

関を設置して協議していくことといったしております。

また、お尋ねの中にありました、国際情勢の変

化に応じて米軍の施設・区域のあり方を絶えず検

討していく、これは閣議決定のあるなしにかかわらず、当然のことだと存じます。

他方、今般の在日米軍兵力態勢の見直しは、現

下の安全保障環境というものを踏まえまして、い

うことは論外で、三兆円どころか一円たりとも使

うべきでないと申し上げて、質問を終わります。

○原田委員長 次に、照屋対策君。

○照屋委員 政府は、昨日、在日米軍最終報告書を

受け、その実施方針を閣議決定しました。沖縄

との関連では、県民世論を無視し、県や関係自治

体との事前協議が不十分なまま、沖縄に米軍基地

を恒久的に押しつけるものであつて、到底容認す

ることはできません。

今回の閣議決定では、一九九九年の閣議決定が

廃止されております。一九九九年の閣議決定に

あつた、国際情勢の変化に対応して在日米軍の兵

力構成について米政府と協議していくとの方針も

消えました。なぜ消えたのか、それは何を意味す

るのか、外務大臣に明確にお答え願います。

○麻生国務大臣 昭屋先生の御質問は、平成十一

年の閣議決定の話で、普天間飛行場の移設に係る

政府方針の中で、普天間飛行場代替施設に関する

使用期限問題にかかる部分を言われたんだとい

うように承知しておりますが、御指摘のように、

今般の閣議決定によつてこの政府方針は廃止する

ことといたします。

○照屋委員 沖縄県及び名護市は、閣議決定を受けて、政府案を前提とした協議機関には参加しない方針を明らかにしました。このような沖縄県、名護市の強い反対をどう思うか。また、県や名護市

の反対があるにもかかわらず、協議機関の設置はうまくいくとお思いか、実施可能と思うか、大臣に尋ねます。

○麻生国務大臣 照屋先生、沖縄県とか地元の名護市がどのように考えておるか、また、その立場について私どもとして申し上げる立場にありますので、控えさせていただきますが、今回の閣議決定を受けまして、普天間の代替施設初め、先般、五月一日の2プラス2において承認された案について議論することは考えておりませんが、五月一日の2プラス2で承認された案の実現に向けて、今後、具体的な代替施設の建設計画とか安全・環境対策及び地域振興について、沖縄県及び関係の地方公共団体など協議機関を設置して協議していくこととしたしております。

○照屋委員 私は、恐らく、県や名護市が強い不満を示している中で、しかも協議機関に参加をしないと既に明言しているわけですから、これは実現不可能性、実行可能性が極めて困難になつたといふふうに理解していいんですね。

○照屋委員 そうすると、稲嶺知事が求めていた

れば幸いです。

○照屋委員 沖縄県及び名護市は、閣議決定を受けて、政府案を前提とした協議機関には参加しない方針を明らかにしました。このような沖縄県、名護市

の反対があるにもかかわらず、協議機関の設置はうまくいくとお思いか、実施可能と思うか、大臣に尋ねます。

○麻生国務大臣 そのように御理解していただけ

れば幸いです。

○照屋委員 沖縄県及び名護市は、閣議決定を受けて、政府案を前提とした協議機関には参加しない方針を明らかにしました。このような沖縄県、名護市

の反対があるにもかかわらず、協議機関の設置は

うまくいくとお思いか、実施可能と思うか、大臣に尋ねます。

○照屋委員 まさに、そういう点では、これは昨年の2プラス

ス2でもそうですが、アメリカの先制攻撃戦略の中でのグアムの位置づけがあつて、そしてアメリ

カの都合で移転する。日本側から言つたとい

うことです。

○照屋委員 まさに、そういう点では、これは昨年の2プラス

ス2でもそうですが、アメリカの先制攻

合には、両締約者は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措

置がとられないときは、国際原子力機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、2に規定する国際原子力機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第九条 再移転

1 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、附属書Bに定める条件が満たされたことについての保証を受領締約者が適切な方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約者の書面による事前の同意があるときを除くほか、受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。

2 この協定に基づいて移転された品目のうち次に掲げるものは、それを再移転することにつき1の規定によつては供給締約者の書面による事前の同意があることを要しない場合であつても、当該同意なしに受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。

この協定に基づいて移転された品目のうち次に掲げるものは、それを再移転することにつき1の規定によつては供給締約者の書面による事前の同意があることを要しない場合であつても、当該同意なしに受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。ただし、日本国からユーラトムに移転された品目については当該品目が日本政府と受領国である第三国との間の原子力の平和的利用に関する協力のための関係外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。ただし、日本国からユーラトムに移転された品目については当該品目が日本政府と受領国である第三国との間の原子力の平和的利用に関する協力のための関係外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。

(a) 機微な核物質

(b) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備

両締約者は、この協定に基づいて移転された核

物質、設備及び核物質ではない資材の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第十一條 防護

1 日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準少なくとも附属書Cに定める水準の防護を確保するものに従つて防護の措置をとる。

2 この協定の適用を受ける核物質の国際輸送に關し、日本国並びにユーラトムの加盟国及び場合によりユーラトムは、それらが締結し、及び千九百八十七年二月八日に効力を生じた核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。

第十二条 既存の協定

1 この協定の規定は、千九百九十八年二月二十日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定及び千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の規定を補完するものとみなし、かかる規定又は第十五条に規定する仲裁裁判所の決定に對する違反をすること。

2 1に掲げる二国間協定に定める日本国政府、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国及びフランス共和国の権利及び義務の実施するための運用手続を作成し、及び必要に応じてこれを修正する。

3 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、この協定に定める当該各政府の権利及び義務の範囲を超える限りにおいて、引き続きこれら二国間協定の下で実現され、及び履行される場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同一権利を有する。

4 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、ユーラトムは、1に規定する権利と同じ権利を有する。

フランス共和国との間で移転された核物質についても適用する。

第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、両締約者が合意する場合には、この協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)との間で移転された核物質についても適用する。

4 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、両締約者が合意する場合には、この協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)との間で移転された核物質についても適用する。

第十三条 停止及び終了

1 いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生後のいずれかの時点において次の(a)又は(b)に規定する事情が他方の締約者の側(当該一方の締約者が日本国政府の場合にあつてはユーラトム及びその加盟国をいい、ユーラトムの場合にあつては日本国をいう。)について生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を当該他方の締約者に要求する権利を有する。

(a) 第七条から第九条まで若しくは第十一條の規定又は第十五条に規定する仲裁裁判所の決定に對する違反をすること。

(b) (a) 当該行動の影響

2 (b) 第八条1に掲げる国際原子力機関との間の保障措置協定を終了させること又は当該保障措置協定に対する重大な違反をすること。

3 (b) (a) 当該行動の影響

4 (b) (a) 当該行動の影響

5 (b) (a) 当該行動の影響

6 (b) (a) 当該行動の影響

7 (b) (a) 当該行動の影響

8 (b) (a) 当該行動の影響

9 (b) (a) 当該行動の影響

10 (b) (a) 当該行動の影響

11 (b) (a) 当該行動の影響

12 (b) (a) 当該行動の影響

13 (b) (a) 当該行動の影響

14 (b) (a) 当該行動の影響

15 (b) (a) 当該行動の影響

16 (b) (a) 当該行動の影響

17 (b) (a) 当該行動の影響

18 (b) (a) 当該行動の影響

19 (b) (a) 当該行動の影響

20 (b) (a) 当該行動の影響

21 (b) (a) 当該行動の影響

22 (b) (a) 当該行動の影響

23 (b) (a) 当該行動の影響

24 (b) (a) 当該行動の影響

25 (b) (a) 当該行動の影響

26 (b) (a) 当該行動の影響

27 (b) (a) 当該行動の影響

28 (b) (a) 当該行動の影響

29 (b) (a) 当該行動の影響

30 (b) (a) 当該行動の影響

31 (b) (a) 当該行動の影響

32 (b) (a) 当該行動の影響

33 (b) (a) 当該行動の影響

34 (b) (a) 当該行動の影響

35 (b) (a) 当該行動の影響

36 (b) (a) 当該行動の影響

37 (b) (a) 当該行動の影響

38 (b) (a) 当該行動の影響

39 (b) (a) 当該行動の影響

40 (b) (a) 当該行動の影響

41 (b) (a) 当該行動の影響

42 (b) (a) 当該行動の影響

とを合意することができる。各締約者は、一人の仲裁裁判官(日本国又はユーラトムの加盟国の国民とすることができる)を指名し、このようにして指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三の仲裁裁判官(日本国及びユーラトムの加盟国以外の国の国民でなければならぬ)を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約者が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれの締約者も、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用されるものとする。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、日本国又はユーラトムの加盟国の国民であつてはならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約者を拘束する。

第十六条 附属書の地位

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。附属書は、日本国政府と欧州委員会との間の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十七条 効力発生及び有効期間

1 この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、三十年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約者がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約者に対するこの協定を終了させる旨を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

2 この協定の下での協力の全部若しくは一部

停止又はこの協定の終了(理由のいかんを問わない)の後においても、第七条から第九条までの規定は、引き続き効力を有する。及び第十二条の規定は、引き続き効力を有する。

スウェーデン語、スペイン語、デンマーク語、ドイツ語、日本語、フィンランド語、フランス語及びポルトガル語により本書二通を作成した。相違がある場合には、日本語及び英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年二月二十七日にブリュッセルで、作成した。

日本国政府のために

河村武和

欧州原子力共同体のために

ピエバルグス

附属書A

A部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く)。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブ

ルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)

2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び

8 に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した原子炉容器

3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉につ

いての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計した設備並びに重水、重水素及び重水素及び重水のためのプラント並びに重水、重水素及び重水のためのプラント並びに重水、重水素及び重水のためのプラント並びに重水、重水素及び重水のための

特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管、原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運動圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

5 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る)。

6 ジルコニウムポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するため特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 热交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

1 重水素及び重水 A部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行ふ場合に限る)。

2 原子炉黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行ふ場合に限る)。

3 重水素及び重水 B部

(i) 再移転される品目が受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること。

(ii) 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について国際原子力機関による保障措置の適用が現在及び将来にわたつてあること。

(iii) 核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について国際原子力機関による保障措置の適用があること。

(iv) 核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について国際原子力機関による保障措置の適用があること。

水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備

15 12及び13にそれぞれ規定する原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離(少なくとも附屬書Cに定める)のウラン及びプルトニウムの転換プラント並びに当該ウラン及びプルトニウムの転換のため特に設計し、又は製作した設備

(v) この附属書Bに定める条件と同等のものが

(V) この附属書Bに定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、再移転される品目が受領国である第三国から当該他の国に更に再移転されることのないこと。

附屬書C 防護の水準

ひ輸送に当たり日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により歐州委員会が確保すべきものとして合意される防護の水準は、最小限、次の指標によるものとする。

付表 核物質の区分

核 物 質	形 態	第 一 群	第 二 群	第 三 群
1 プルトニウム(注 a)	未照射(注 b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超えるキログラム未満	五〇〇グラム以下(注 c)
2 ウラン-三三五	未照射(注 b) ウラン-三三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超える五キログラム未満	一キログラム以下(注 c)
3 ウラン-三三三	未照射(注 b) ウラン-三三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超える一〇パーセント未満のウラン(注 d)	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満(注 c)	一〇キログラム以上
4 照射済燃料	未照射(注 b) 二キログラム以上	一〇キログラム以上	五〇〇グラム以下(注 c)	五〇〇グラムを超えるキログラム未満

いる区域内において行こうと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものと締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群
使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制される
いる防護区域（警備員又は電子装置により常時監
視される区域であつて、適切な管理の下にある限
定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障
壁により囲い込まれたものをいう。）内において又

第一群
この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。
使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された下に行うこと。

輸送に当たっては、第一群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内に

おいて行うこと。
輸送に当たつては、特別の予防措置(荷送人、
荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際
輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれ
の管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で
あって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及
び手続を明記したものを締結することを含む。)の

区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者のみに出入が許可されかつ、適當な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。(内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を)
探知し、及び防止することを、その目的とすべき

注 a プルトニウム一二八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものは、含まない。

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(百ラド毎時)以下であるもの

注 c 放射線学上の有意量に満たない量の核物質を除くこととするが、そのような核物質については、管理についての慎重な慣行に従つて防護すべきものとする。

注 d 天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び第三群の欄に特定する量に満たない量の濃縮度が十パーセント未満のウランについては、管理についての慎重な慣行に従つて防護すべきものとする。

注 e 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、具体的な状況についての評価に基づきこれと異なる区分の防護の水準を指定することができます。

注 f 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(百ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

平成十八年六月十二日印刷

平成十八年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C